

発行登録目論見書

2026 年 8 月

三菱H C キャピタル株式会社

1. この発行登録目論見書が対象とする社債 600,000 百万円の発行登録については、当社は金融商品取引法第 23 条の 3 第 1 項の規定により、発行登録書を 2025 年 8 月 27 日に関東財務局長に提出し、2025 年 9 月 4 日にその効力が生じております。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、訂正が行われる場合があります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わる場合があります。
3. この発行登録目論見書にもとづき社債を取得される場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。

【表紙】

【発行登録番号】	7ー関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年8月27日
【会社名】	三菱HCキャピタル株式会社
【英訳名】	Mitsubishi HC Capital Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2025年9月4日）から2年を経過する日（2027年9月3日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 600,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 三菱HCキャピタル株式会社名古屋オフィス （名古屋市中区丸の内三丁目22番24号） 三菱HCキャピタル株式会社大阪オフィス （大阪市中央区伏見町四丁目1番1号） 三菱HCキャピタル株式会社大宮支店 （さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3） 三菱HCキャピタル株式会社横浜支店 （横浜市西区北幸一丁目11番5号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

リース物件および割賦販売物件購入資金、投融資資金、設備資金、借入金返済資金、社債（短期社債含む）償還資金、貸付資金ならびに運転資金等に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| (1) 事業年度 第54期（自2024年4月1日 至2025年3月31日） | 2025年6月25日 関東財務局長に提出 |
| (2) 事業年度 第55期（自2025年4月1日 至2026年3月31日） | 2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定 |
| (3) 事業年度 第56期（自2026年4月1日 至2027年3月31日） | 2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定 |

2【半期報告書】

- | | |
|--|---------------------------|
| (1) 事業年度 第55期中（自2025年4月1日 至2025年9月30日） | 2025年11月14日までに関東財務局長に提出予定 |
| (2) 事業年度 第56期中（自2026年4月1日 至2026年9月30日） | 2026年11月16日までに関東財務局長に提出予定 |

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2025年8月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年6月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録書提出日（2025年8月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項也没有ありません。

なお、これら将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在において入手可能な情報に基づき判断したものであります。これらの記載は、実際の結果とは異なる可能性があり、当社はこれらの記載のうち、いかなる内容についても、確実性を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱HCキャピタル株式会社 本店
（東京都千代田区丸の内一丁目5番1号）
三菱HCキャピタル株式会社名古屋オフィス
（名古屋市中区丸の内三丁目22番24号）
三菱HCキャピタル株式会社大阪オフィス
（大阪府中央区伏見町四丁目1番1号）
三菱HCキャピタル株式会社大宮支店
（さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3）
三菱HCキャピタル株式会社横浜支店
（横浜市西区北幸一丁目11番5号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	三菱HCキャピタル株式会社			
代表者の役職氏名	代表取締役	社長執行役員	久井	大樹

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、3年平均上場時価総額が250億円以上であります。
1,538,986百万円

(参考)

(2023年7月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
939.9円	× 1,466,912,244株	= 1,378,750百万円

(2024年7月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
1,090.5円	× 1,466,912,244株	= 1,599,667百万円

(2025年7月31日の上場時価総額)

東京証券取引所に おける最終価格	発行済株式総数	
1,117.0円	× 1,466,912,244株	= 1,638,540百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

当社グループは、当社、子会社 443 社および関連会社 83 社で構成（2025 年 3 月 31 日現在）されており、当社グループの主な事業内容は以下のとおりです。

報告セグメント	主な事業内容
カスタマーソリューション	法人・官公庁向けファイナンスソリューション事業、 省エネソリューション事業、ベンダーと提携した販売金融事業、 不動産リース事業、金融サービス事業
海外地域	欧州・米州・中国・ASEAN 地域におけるファイナンスソリューション事業、 ベンダーと提携した販売金融事業
環境エネルギー	再生可能エネルギー事業、環境関連ファイナンスソリューション事業
航空	航空機リース事業、航空機エンジンリース事業
ロジスティクス	海上コンテナリース事業、鉄道貨車リース事業
不動産	不動産ファイナンス事業、不動産投資事業、 不動産アセットマネジメント事業
モビリティ	オートリース事業および付帯サービス

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第 50 期	第 51 期	第 52 期	第 53 期	第 54 期
決算年月	2021 年 3 月	2022 年 3 月	2023 年 3 月	2024 年 3 月	2025 年 3 月
売上高 (百万円)	947,658	1,765,559	1,896,231	1,950,583	2,090,808
経常利益 (百万円)	64,968	117,239	146,076	151,633	193,594
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	55,314	99,401	116,241	123,842	135,165
包括利益 (百万円)	53,066	174,586	265,136	220,222	160,575
純資産額 (百万円)	817,906	1,333,467	1,551,029	1,705,345	1,804,523
総資産額 (百万円)	6,014,896	10,328,872	10,726,196	11,149,858	11,762,332
1 株当たり純資産額 (円)	901.66	912.19	1,064.46	1,174.88	1,246.64
1 株当たり当期純利益 (円)	62.07	69.24	80.95	86.30	94.19
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	61.84	69.06	80.71	86.06	93.98
自己資本比率 (%)	13.4	12.7	14.3	15.1	15.2
自己資本利益率 (%)	7.0	8.0	8.2	7.7	7.8
株価収益率 (倍)	10.8	8.2	8.4	12.4	10.7
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	199,314	195,845	46,752	△49,128	△296,884
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,220	△107,879	△127,322	143,336	△96,977
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△372,808	△192,157	△8,948	△222,977	353,628
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	286,213	520,083	460,486	335,307	290,805
従業員数 (人)	3,284	8,803	8,648	8,424	8,380
(外、平均臨時雇用者数)	(372)	(1,569)	(1,462)	(1,383)	(1,336)

(注) 1. 第 51 期より、「リース取引における再リース収入の計上に係る処理方法」、「リース取引のうち金融として取扱う取引の処理方法」、「繰延資産(社債発行費)の処理方法」について会計方針を変更したため、第 50 期についても当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しています。

2. 第 53 期より、業績連動型株式報酬制度を導入しています。業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式を、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。また、1 株当たり当期純利益および潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第 50 期	第 51 期	第 52 期	第 53 期	第 54 期
決算年月	2021 年 3 月	2022 年 3 月	2023 年 3 月	2024 年 3 月	2025 年 3 月
売上高 (百万円)	492,019	838,475	764,506	755,707	734,545
経常利益 (百万円)	61,392	34,008	79,910	73,293	59,934
当期純利益 (百万円)	63,399	51,584	82,204	82,798	47,493
資本金 (百万円)	33,196	33,196	33,196	33,196	33,196
発行済株式総数 (株)	895,834,160	1,466,912,244	1,466,912,244	1,466,912,244	1,466,912,244
純資産額 (百万円)	557,554	880,601	881,212	851,108	861,780
総資産額 (百万円)	4,181,294	5,700,025	5,317,966	4,963,571	4,989,602
1 株当たり純資産額 (円)	623.69	612.00	612.09	592.04	599.36
1 株当たり配当額 (円)	25.50	28.00	33.00	37.00	40.00
(内 1 株当たり中間配当額)	(12.75)	(13.00)	(15.00)	(18.00)	(20.00)
1 株当たり当期純利益 (円)	71.14	35.93	57.24	57.70	33.10
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益 (円)	70.87	35.84	57.08	57.54	33.02
自己資本比率 (%)	13.3	15.4	16.5	17.1	17.2
自己資本利益率 (%)	11.9	5.7	9.4	9.6	5.6
株価収益率 (倍)	9.4	15.9	11.9	18.5	30.4
配当性向 (%)	35.8	77.9	57.7	64.1	120.8
従業員数 (人)	1,412	2,235	2,182	2,140	2,102
(外、平均臨時雇用者数)	(112)	(289)	(282)	(283)	(256)
株主総利回り (%)	130.4	117.2	144.8	224.3	220.1
(比較指標：配当込み TOPIX)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価 (円)	699.0	670.0	747.0	1,095.5	1,102.0
最低株価 (円)	437.0	521.0	558.0	675.0	854.0

- (注) 1. 最高株価および最低株価は、2022 年 4 月 3 日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022 年 4 月 4 日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものです。
2. 第 51 期より、「リース取引における再リース収入の計上に係る処理方法」、「リース取引のうち金融として取扱う取引の処理方法」、「繰延資産（社債発行費）の処理方法」について会計方針を変更したため、第 50 期についても当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しています。
3. 第 53 期より、業績連動型株式報酬制度を導入しています。業績連動型株式報酬制度として信託が保有する当社株式を、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めています。また、1 株当たり当期純利益および潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めています。

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月2日
【会社名】	三菱HCキャピタル株式会社
【英訳名】	Mitsubishi HC Capital Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年8月27日
【発行登録書の効力発生日】	2025年9月4日
【発行登録書の有効期限】	2027年9月3日
【発行登録番号】	7－関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 600,000百万円
【発行可能額】	600,000百万円 (600,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()内は発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2025年10月2日(提出日)であります。
【提出理由】	2025年8月27日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂正を 必要とするため、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 三菱HCキャピタル株式会社名古屋オフィス (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱HCキャピタル株式会社大阪オフィス (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱HCキャピタル株式会社大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3) 三菱HCキャピタル株式会社横浜支店 (横浜西区北幸一丁目11番5号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

〈三菱H C キャピタル株式会社第21回無担保社債（社債間限定同順位特約付）に関する情報〉

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金20,000百万円を社債総額とする三菱H C キャピタル株式会社第21回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本社債」という。）を利率年1.350%～年1.950%の範囲内で、下記の概要にて発行する予定であります。なお、財務上の特約として、担保提供制限および担付切換条項を特約する予定であります。

- 各社債の金額 : 100万円
- 発行価格 : 額面100円につき金100円
- 償還金額 : 額面100円につき金100円
- 条件決定日（予定） : 2025年10月17日
- 申込期間（予定） : 2025年10月20日から2025年10月29日まで
- 払込期日（予定） : 2025年10月30日
- 償還期限（予定） : 2030年10月30日

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者および社債管理を委託する社債管理者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号

- (注) 1. 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ハに掲げる社債券に該当し、当社は金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当いたします。当社は株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループの持分法適用会社であり、三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社は株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループの連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格および利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定であります。
2. 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しておりますが、各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

3. 引受人のうち三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関に、本社債の募集の取扱いを一部委託する予定であります。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関の名称：株式会社三菱UFJ銀行

住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

金融商品仲介業務を行う登録金融機関の名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

金融商品仲介業務を行う登録金融機関は、当該引受人の委託を受け、本社債の募集の取扱いを行いますが、店舗によっては、募集の取扱いが行われない場合があります。

社債管理の委託

社債管理者の名称	住所
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月16日
【会社名】	三菱HCキャピタル株式会社
【英訳名】	Mitsubishi HC Capital Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年8月27日
【発行登録書の効力発生日】	2025年9月4日
【発行登録書の有効期限】	2027年9月3日
【発行登録番号】	7ー関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 600,000百万円
【発行可能額】	540,000百万円 (540,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()内は発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2025年12月16日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書を2025年12月16日に関東財務局長に提出しました。 この臨時報告書の提出により、当該書類を2025年8月27日付で提 出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 三菱HCキャピタル株式会社名古屋オフィス (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱HCキャピタル株式会社大阪オフィス (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱HCキャピタル株式会社大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3) 三菱HCキャピタル株式会社横浜支店 (横浜市区北幸一丁目11番5号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月22日
【会社名】	三菱H C キャピタル株式会社
【英訳名】	Mitsubishi HC Capital Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03 (6865) 3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03 (6865) 3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年8月27日
【発行登録書の効力発生日】	2025年9月4日
【発行登録書の有効期限】	2027年9月3日
【発行登録番号】	7ー関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 600,000百万円
【発行可能額】	540,000百万円 (540,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段 () 内は発行価額の総額の合計額) に基づき算出 しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2025年12月22日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書を2025年12月22日に関東財務局長に提出しました。 この臨時報告書の提出により、当該書類を2025年8月27日付で提 出した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 三菱H C キャピタル株式会社名古屋オフィス (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱H C キャピタル株式会社大阪オフィス (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱H C キャピタル株式会社大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3) 三菱H C キャピタル株式会社横浜支店 (横浜市区北幸一丁目11番5号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年1月6日
【会社名】	三菱H C キャピタル株式会社
【英訳名】	Mitsubishi HC Capital Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03 (6865) 3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03 (6865) 3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年8月27日
【発行登録書の効力発生日】	2025年9月4日
【発行登録書の有効期限】	2027年9月3日
【発行登録番号】	7ー関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 600,000百万円
【発行可能額】	540,000百万円 (540,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段 () 内は発行価額の総額の合計額) に基づき算出 しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年1月6日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書を2026年1月6日に関東財務局長に提出しました。こ の臨時報告書の提出により、当該書類を2025年8月27日付で提出 した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 三菱H C キャピタル株式会社名古屋オフィス (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱H C キャピタル株式会社大阪オフィス (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱H C キャピタル株式会社大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3) 三菱H C キャピタル株式会社横浜支店 (横浜市区北幸一丁目11番5号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月13日
【会社名】	三菱HCキャピタル株式会社
【英訳名】	Mitsubishi HC Capital Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年8月27日
【発行登録書の効力発生日】	2025年9月4日
【発行登録書の有効期限】	2027年9月3日
【発行登録番号】	7－関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 600,000百万円
【発行可能額】	540,000百万円 (540,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()内は発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年2月13日(提出日)であります。
【提出理由】	2025年8月27日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂正を 必要とするため、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 三菱HCキャピタル株式会社名古屋オフィス (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱HCキャピタル株式会社大阪オフィス (大阪府中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱HCキャピタル株式会社大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3) 三菱HCキャピタル株式会社横浜支店 (横浜西区北幸一丁目11番5号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

〈三菱H C キャピタル株式会社第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）に関する情報〉

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金20,000百万円を社債総額とする三菱H C キャピタル株式会社第24回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本社債」という。）を利率年1.800%～年2.400%の範囲内で、下記の概要にて発行する予定であります。なお、財務上の特約として、担保提供制限および担付切換条項を特約する予定であります。

- 各社債の金額 : 100万円
- 発行価格 : 額面100円につき金100円
- 償還金額 : 額面100円につき金100円
- 条件決定日（予定） : 2026年2月27日
- 申込期間（予定） : 2026年3月2日から2026年3月11日まで
- 払込期日（予定） : 2026年3月12日
- 償還期限（予定） : 2031年3月12日

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者および社債管理を委託する社債管理者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号

- (注) 1. 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ハに掲げる社債券に該当し、当社は金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当いたします。当社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの持分法適用会社であり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格および利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定であります。
2. 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しておりますが、各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

3. 引受人のうち三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関に、本社債の募集の取扱いを一部委託する予定であります。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関の名称：株式会社三菱UFJ銀行

住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

金融商品仲介業務を行う登録金融機関の名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

金融商品仲介業務を行う登録金融機関は、当該引受人の委託を受け、本社債の募集の取扱いを行いますが、店舗によっては、募集の取扱いが行われない場合があります。

社債管理の委託

社債管理者の名称	住所
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月13日
【会社名】	三菱HCキャピタル株式会社
【英訳名】	Mitsubishi HC Capital Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年8月27日
【発行登録書の効力発生日】	2025年9月4日
【発行登録書の有効期限】	2027年9月3日
【発行登録番号】	7－関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 600,000百万円
【発行可能額】	540,000百万円 (540,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()内は発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年2月13日(提出日)であります。
【提出理由】	2025年8月27日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とす るためおよび「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加 するため、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 三菱HCキャピタル株式会社名古屋オフィス (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱HCキャピタル株式会社大阪オフィス (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱HCキャピタル株式会社大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3) 三菱HCキャピタル株式会社横浜支店 (横浜市西区北幸一丁目11番5号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

〈三菱H C キャピタル株式会社第（未定）回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジション・リンク・ボンド）に関する情報〉

1 【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金（未定）百万円を社債総額とする三菱H C キャピタル株式会社第（未定）回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジション・リンク・ボンド）（以下「本社債」という。）を下記の概要にて募集する予定であります。

- 各社債の金額：1億円
- 発行価格：額面100円につき金100円
- 払込期日（予定）：2026年2月以降（注）
- （注）具体的な日付は今後決定する予定であります。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
その他の引受人は未定（注） 2.	—

- （注） 1. 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ハに掲げる社債券に該当し、当社は金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当いたします。当社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの持分法適用会社であり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格および利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定であります。
2. その他の引受人の氏名又は名称および住所ならびに各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

〈三菱HCキャピタル株式会社第（未定）回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（トランジション・リンク・ボンド）に関する情報〉

トランジション・リンク・ボンドとしての適合性について

当社は本社債をトランジション・リンク・ボンドとして発行するにあたり、当社グループにおいて「トランジション・ファイナンス・フレームワーク」（以下「本フレームワーク」という。）を策定しました。

本フレームワークは、独立した外部機関であるDNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社から、以下の原則およびガイドライン等との適合性に関する第三者意見（セカンド・パーティ・オピニオン）を取得しています。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック2023（国際資本市場協会（ICMA））
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針2025年版（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンボンド原則2025（ICMA）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則2024（ICMA）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2024年版（環境省）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2024年版（環境省）
- ・グリーンローン原則2025（ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）・アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）・ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LSTA））
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則2025（LMA・APLMA・LSTA）

トランジション・ファイナンス・フレームワーク

1. クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック等に基づく開示事項

1. 1 クライメート・トランジション戦略とガバナンス

1. 1. 1 クライメート・トランジション戦略

当社は、当社グループが持続的に成長するうえで優先的に取り組むべきテーマの一つである「脱炭素社会の推進」の実効性をさらに高めるため、「カーボンニュートラル社会の実現に向けた移行計画（以下「移行計画」という。）」を策定しました。

移行計画は、事業活動を通じた「脱炭素社会の推進」、価値創造プロセスの取り組みテーマである「サステナブルかつレジリエントなアセットへの転換」に関する具体的な取り組みについて、TPT開示フレームワークや「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」等の各種ガイドラインに基づきまとめたものです。自社の事業活動にともなう温室効果ガス排出量（Scope1およびScope2）、ならびに、主にお客さまによるリース資産の使用にともなう温室効果ガス排出量（Scope3）について2050年までにカーボンニュートラル（ネットゼロ）をめざします。

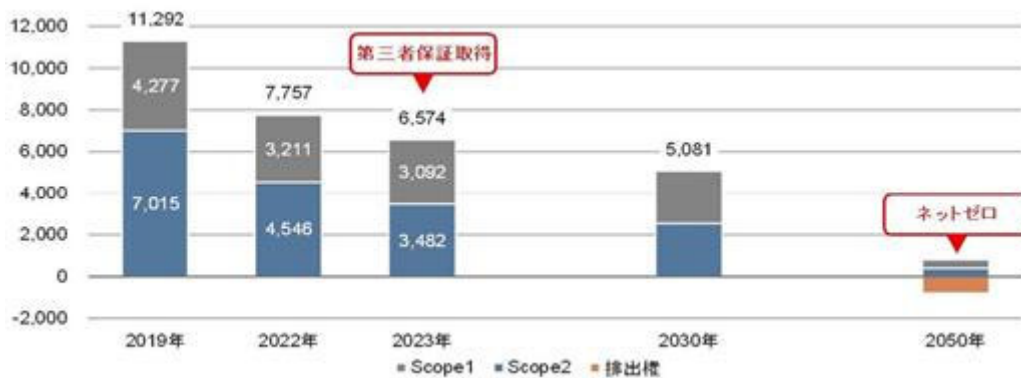
なお、移行計画は、DNVビジネス・アシュアランス・ジャパン株式会社による第三者評価を得ています。

自社の温室効果ガス排出量の削減

当社グループの温室効果ガス排出量は、オフィスでの電力使用や営業車の燃料使用が大宗を占めます。欧州グループ会社における全社用車のEV化や旧日立キャピタルと旧三菱UFJリースとの合併にともなう拠点統廃合等により、Scope1およびScope2の目標を開示して以降、着実に温室効果ガス排出量を削減してきました。

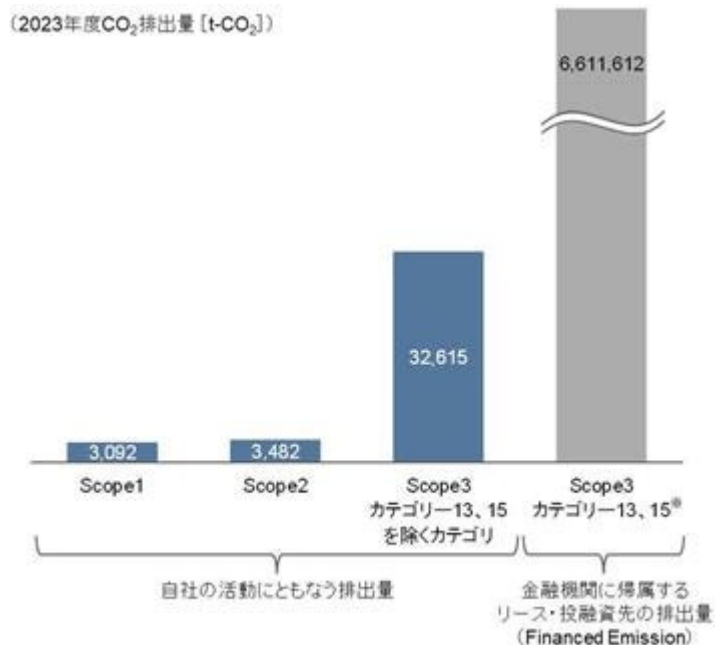
今後は、営業活動におけるデジタルツールを活用した省エネルギーの推進や追加性のある電力、証書の購入、営業車のカーボンニュートラル化等を通じて、国内外で温室効果ガス排出量を削減し、目標達成をめざしていきます。

中・長期の温室効果ガス 排出量削減目標(単位)	2019年度比					
	2030年度 △55%、2050年度 ネットゼロ					
当社グループ連結 Scope1およびScope2 温室効果ガス排出量 ² (t-CO ₂ e)	2019年度 (基準年) 実績値	2023年度 実績値	2024年度 目標値 ³	2025年度 目標値	2030年度 目標値	2050年度 目標値
	11,292	6,574	8,469	7,904	5,081	ネットゼロ



当社グループのScope1～Scope3排出量の全体像

当社グループの温室効果ガス排出量の大宗は、GHGプロトコルにて規定されているScope3のカテゴリー13（リース資産（下流））およびカテゴリー15（投資）であり、これらは主に当社グループのリース・投融資先の温室効果ガス排出量です。この温室効果ガス排出量を見える化し、お客さまの事業環境を十分に理解したうえで、排出源となるアセットを、順次サステナブルかつレジリエントなアセットへ転換し、その結果として温室効果ガス排出量を削減することが、2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けた重要な取り組みと考えています。



※ 航空機リース、不動産投資等カテゴリー13、15の一部の取引を集計

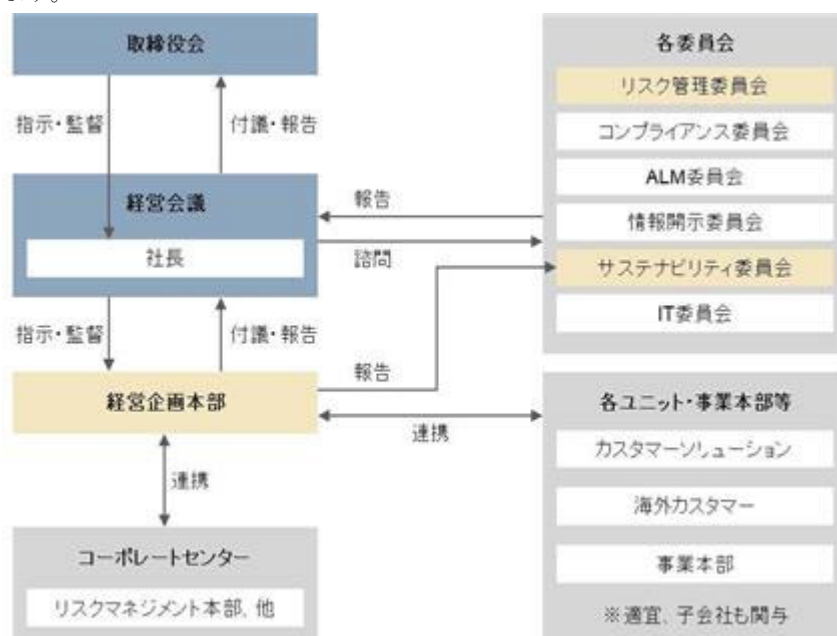
区分	Scope1	Scope2	Scope3 カテゴリー13、15 を除くカテゴリ	Scope3 カテゴリー13、15
主な排出	- 営業車の利用による排出 - 空調設備、蒸気・冷水の利用による排出	オフィスでの電気利用による排出	購入した製品・サービス、出張、従業員の通勤等による排出	- リース資産の使用にともなうお客さまの排出 - 投融資先の排出
2030年度目標	2019年度比△55%		具体的な目標設定方法を今後検討	主要なアセット・事業ごとに中間目標を設定
2050年度目標	ネットゼロ			ネットゼロ
主な取り組み	- EV・FCV等低排出ガス営業車の導入推進 - 給湯・空調等の熱源設備の電化の推進（オール電化ビル、ZEBへの入居の検討）	省エネルギー化、再生可能エネルギー化の推進	推計値から実績値への集計方法の切り替えによる排出量算定の精緻化と削減策の検討	お客さまとの対話を通じて、より排出量の少ないアセットへの切り替え支援

1. 1. 2 ガバナンス

サステナビリティ推進体制

持続可能で豊かな未来に貢献する存在となるべく、当社は経営会議の諮問委員会の1つとして「サステナビリティ委員会」を設置しています。当委員会は、気候変動問題をはじめサステナビリティに関連する重要課題を審議し、その結果を経営会議ならびに取締役会に報告しています。

当社は「脱炭素社会の推進」を含むマテリアリティをサステナビリティ委員会、経営会議の審議を経て、取締役会決議により特定しており、取締役会は主要なアセット・事業における中間目標（指標）とその目標の進捗状況を確認しています。



サステナビリティ推進に関する全社方針の策定

当社グループは、環境・社会に対するリスクまたは影響を特定・評価および管理するプロセスを構築し、事業活動とバリューチェーン全体に対し、責任ある行動をとることをめざしています。これにより、環境・社会に対するリスクから波及する信用リスクやアセットリスク、投資リスク等といった既存リスクへのさまざまな悪影響を抑制・回避するだけでなく、持続可能な開発目標（SDGs）やパリ協定の合意事項の達成に向けた取り組みにも貢献できると考えています。また、マテリアリティの議論を踏まえ、環境・社会に対する負の影響が存在する可能性が高い領域についての考え方を明確にするため、サステナビリティに関する全社方針である「環境・社会への負の影響を踏まえた取り組みガイドライン」および関連手続を制定しています。個別案件の検討時には、本方針および関連手続に沿った適切な運用を営業組織、コーポレート部門、経営層を交えて、運営、管理しています。

「環境・社会への負の影響を踏まえた取り組みガイドライン」および関連手続	
与信・投資取引等を禁止する領域	■ 取引先の事業ポートフォリオの中でセグメント別売上高の最大事業が石炭（一般炭、原料炭を問わず）・石油・天然ガスの採掘または権益関連である事業者への新規取引¹ ■ 当社取引と関係のある取引において「強制労働・人身売買」「児童労働」等の人権侵害の懸念があり、是正がなされない事業者への新規取引 ■ 化石燃料の採掘に関する新規取引 ■ 石炭・石油を燃料とする火力発電の新設、設備更新等に関する新規取引
与信・投資取引等を慎重に検討する領域	■ 火力発電分野の新規取引² ■ 環境に大きな影響を及ぼす恐れのある森林伐採をとまなう開発に関連する新規取引 ■ パーム油生産に関連する新規取引

（注）1. 温室効果ガス排出削減の計画を公表している事業者等は除く

2. 上記のとおり、石炭・石油を燃料とする火力発電の新設、設備更新等に関する新規取引は、原則取引禁止。ただし、パリ協定を踏まえたトランジションに資する取り組みは、対象外

1. 2 ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ

1. 2. 1 環境面のマテリアリティ

当社は、経営理念・経営ビジョンと関連付けたマテリアリティを6項目特定しており、その中で「脱炭素社会の推進」を設定しています。

1. 2. 2 シナリオの考慮

当社は、将来の気候変動が当社グループの事業に及ぼすリスクと機会を把握するとともに、適切な情報開示や今後の施策の検討を目的に、「移行リスク」および「物理的リスク」に関するシナリオ分析を行っています。

シナリオ分析では、主要なセクター（エネルギー・運輸・素材、建築物）について、国際エネルギー機関（IEA）が公表しているNet Zero Emissions by 2050 Scenario（1.5℃シナリオ）やStated Policies Scenario（STEPSシナリオ）等に基づいてシナリオ分析を行い、分析結果を踏まえて移行計画を策定しています。

1. 3 科学的根拠のある戦略、目標、経路

1. 3. 1 環境面のマテリアリティ

移行計画におけるアセット・事業ごとの中間目標の設定およびその取り組みにあたっての考え方として、カーボンニュートラル社会の実現に向けた国際機関の指標や各国の政府目標等が公表されているアセットは、それらを参照し、中間目標の達成基準が部分的にパリ協定の水準と整合していることを確認しています。その他のアセットは、野心的な水準を中間目標の達成基準として設定しています。

1. 3. 2 エンゲージメント

当社グループは、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組みとして、ステークホルダーエンゲージメントに重点を置いています。お客さまとの連携体制の構築、政府・業界団体との協力、地域社会との関係強化、イニシアチブへの積極的な参加等、幅広いステークホルダーとの関係構築に取り組んでいます。

TCFD提言に基づく情報開示

当社グループは、持続可能で豊かな未来社会の実現に向けて、世界各地のお客さま、パートナー企業とともに、社会的課題の解決に取り組んでいます。気候変動については、地球環境や人々の生活、企業活動に重大な影響を及ぼす深刻な社会的課題と捉えており、環境に関わるマテリアリティとして「脱炭素社会の推進」「サーキュラーエコノミーの実現」を掲げています。

また、2021年11月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明し、当社グループにおける温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みの強化を進めています。また、事業活動を通じてお客さまの脱炭素化に貢献することで、脱炭素社会の実現に取り組んでいます。

<指標および目標>

脱炭素社会の実現に向けた取り組みは喫緊の課題との認識から、当社グループの温室効果ガス削減目標をパリ協定に準じて設定し、脱炭素社会への移行を「機会」と捉え積極的に推進していきます。

	短期（毎年）	中期（～2030年度）	長期（～2050年度）
GHG排出量 （Scope1およびScope2）	—	2019年度比△55%	ネットゼロ
エネルギー使用量 （国内）	前年度比△1%	—	—

GXリーグへの参画

2023年5月、当社は、カーボンニュートラルに向けた経済社会システムの変革をめざす経済産業省の「GXリーグ」に参画いたしました。

当社は、今般のGXリーグへの参画により、カーボンニュートラルに向けた多様なビジネス機会の創出・共有を目的とする議論に参加することで、将来のエコシステムの構築に積極的に関わってまいります。そのうえで、脱炭素に資する

ソリューションの提供をもってその推進をリードするとともに、2050年のカーボンニュートラルの実現と社会変革を見据えたGXに取り組むことで、持続可能で豊かな未来に貢献してまいります。

1. 4 実施の透明性

1. 4. 1 投資計画

当社は、移行計画を投資計画や各事業の技術的な取り組みと連動させた形で構築しています。具体的には、シナリオ分析結果に基づき、主要な事業分野（エネルギー、運輸、素材・建築物）において、以下の通りそれぞれ2024年度から2030年度の投資計画を開示しています。投資計画にはCapex（設備投資）とOpex（業務費や運営費）を区別して開示しており、計画の実行を具体性、透明性をもって進めることができる体制になっています。尚、市場環境や事業の進捗に応じて投資計画は変わっていく事が想定されるため、必要に応じて移行計画の更新等を通じて開示を行って参ります。

- ・再生可能エネルギー需要の増加にともない、収益機会も増加が見込まれることから、「国内運転開始済みの持分出力」を指標として、2030年度の目標を約2.3GWと設定し、その達成に向けて、2024年度から2030年度までに約3,500億円のCAPEX（再生可能エネルギー事業への新規投資額）を投資計画として見込んでいます。この投資により、2030年時点で年間約70億円のOPEX（土壌汚染等環境対策費用を含む、販売費および一般管理費）を見込んでいます。
- ・新型航空機は、現行航空機に比べて燃費効率が15～20%向上する見込みであるため、認識したリスクの抑制、機会の獲得、およびカーボンニュートラル社会の実現に向けた事業ポートフォリオの変革を企図して、「ポートフォリオの新型航空機比率」を指標として、2030年度の目標を83%と設定し、その達成に向けて、2024年度から2030年度までに約2兆円のCAPEX（新型航空機を対象とする契約実行高）を投資計画として見込んでいます。
- ・グリーンビルディング認証を取得した物件（低炭素物件）は、非グリーンビルディング認証物件と比較して高い競争力が見込まれることから、認識したリスクの抑制、機会の獲得、およびカーボンニュートラル社会の実現に向けた事業ポートフォリオの変革を企図して、「ポートフォリオのグリーンビルディング比率」を指標として、2030年度の目標を64%と設定し、その達成に向けて、2024年度から2030年度までに約500億円のCAPEX（グリーンビルディングを対象とする新規投資額）を投資計画として見込んでいます。

1. 4. 2 公正な移行

カーボンニュートラル社会の実現に向けた道筋やプロセスは、国、地域、産業によって異なります。また、リース物件等の選定は、お客さまが主体的に行います。したがって、気候変動や生物多様性等の環境問題の解決にあたっては、国、国際機関が公表しているガイドライン、地域ごとの事業の特性およびお客さまの目標設定状況等を勘案し、必要に応じて地域住民を含むステークホルダーとの対話を丁寧に行い理解を得ながら取り組んでいきます。

2. サステナビリティ・リンク・ボンド原則等に基づく開示事項

2. 1 当社のトランジション戦略・計画の実現に向けた取り組みを実施するための資金調達

2. 1. 1 KPIs（重要な評価指標）の選定

本フレームワークに基づき実行するトランジション・リンク・ファイナンスについては、移行計画における目標に関連した以下のいずれかまたは複数のKPIsを使用します。当社グループ自身のGHG（Scope1およびScope2）を削減する目標（KPI-1）に加え、ポートフォリオ排出量（Scope3）の削減に向けた当社グループ主要セグメントごとのアセット・事業に関する目標（KPI-2～KPI-4）を選定しています。

KPI-1	Scope1およびScope2における温室効果ガス排出削減率
KPI-2	ポートフォリオの新型航空機比率
KPI-3	不動産ポートフォリオのグリーンビルディング比率
KPI-4	脱炭素関連資産を対象とするリース契約実行高累計

なお、本社債においてはKPI-1およびKPI-2を使用する予定です。

<定義>

KPI-1：当社および主要連結子会社を集計範囲とし、GHGプロトコルの算定ルールに基づき算出したScope1とScope2の合計の温室効果ガス排出量をもとに、2019年度からの削減率を算定

KPI-2：当社子会社のJackson Square Aviationの事業を対象。現行航空機に比して燃費効率が良く、CO₂排出量の少ない機体を「新型航空機」と定義。対象機体はA220 / A320NEO / A321NEO / A330NEO / A350 / B737MAX / B787。目標・実績はともに正味帳簿価額ベースで算定

KPI-3：不動産事業において当社グループが一定程度コントロール可能な資産（三菱HCキャピタルリアルティの投資物件）および当社がスポンサーとなり、当社グループであるアセットマネジメント会社が運用する預かり資産（三菱HCキャピタル不動産投資顧問の私募REIT+センターポイント・ディベロップメントの私募ファンド等）の内、環境認証物件（CASBEE、DBJ Green Building、BELS等）または100%再エネ導入物件のシェア（棟数ベース）

KPI-4：2024年度以降における主として以下を対象とする設備のリース契約実行高累計

- ①グリーンファイナンスで一般的に求められるCO₂排出削減効果が期待出来る設備
- ②エネルギー環境適合製品
- ③ESGリース促進事業対象機器

<実績>

	2019年度	2022年度	2023年度	2024年度
KPI-1	基準年	31.3%	41.8%	60.5%
KPI-2	—	66%	72%	76%
KPI-3	—	—	38%	65%
KPI-4	—	—	—	116億円

2. 1. 2 SPTsの設定

本フレームワークに基づき実行するトランジション・リンク・ファイナンスにおいては、以下のいずれかまたは複数のSPTsを使用します。

当社グループは、自社の事業活動にともなう温室効果ガス排出量の削減に向け、営業活動におけるデジタルツールを活用した省エネルギーの推進や追加性のある電力、証書の購入、営業車のカーボンニュートラル化等を国内外で推進します。また、主にお客さまによるリース資産の使用にともなう温室効果ガス排出量の削減に向け、温室効果ガス排出量を見える化し、お客さまの事業環境を十分に理解したうえで、排出源となるアセットを、順次サステナブルかつレジリエントなアセットへ転換していきます。

SPT-1	2031年度までにScope1およびScope2における温室効果ガス排出量57%削減に向けた、2025年度以降の各年度の目標 (基準年度：2019年度)
SPT-2	2031年度までに航空機ポートフォリオの新型機比率83%に向けた、2025年度以降の各年度の目標
SPT-3	2031年度までに不動産ポートフォリオのグリーンビルディング比率66%に向けた、2025年度以降の各年度の目標
SPT-4	2031年度までに脱炭素関連資産を対象とするリース契約実行高累計1,218億円に向けた、2025年度以降の各年度の目標

なお、本社債においてはSPT-1およびSPT-2を使用する予定です。

当社グループは、2031年度時点での目標に加えて、以下の通り、2025年度以降の各年度における目標をあらかじめ本フレームワークにて設定しております。適用されるSPTsの目標年度およびSPTsの判定日については、各ファイナンス実行時の法定開示書類（債券の場合）または契約書類（ローンの場合）にて特定します。

年度	2019	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
SPT-1	基準年	30%	35%	40%	45%	50%	55%	57%
SPT-2	—	78%	80%	82%	82%	83%	83%	83%
SPT-3	—	47%	54%	59%	61%	63%	64%	66%
SPT-4	—	230億円	362億円	507億円	664億円	835億円	1,020億円	1,218億円

なお、SPT-1に関しては、判定日が2032年度以降となる場合、本フレームワーク記載の2031年度目標と2050年度目標（CO₂ネットゼロ）の間を線形補間した数値をSPTとして設定することができます。

ただし、ファイナンス実行時点において当社グループが2031年度以後の目標を更新している場合、前述の数値に優先

して新たに設定された目標（年限によっては線形補間により設定された数値とします）を新たなSPTとして設定することを検討します。適用されるSPTの数値およびSPTの判定日については、各ファイナンス実行時の法定開示書類（債券の場合）または契約書類（ローンの場合）にて特定します。

2. 1. 3 債券の特性

SPTsの達成状況により、本社債の特性は変動します。

ただし、本社債の発行時点で予見し得ない状況により、KPIsの測定方法・対象範囲、SPTsの設定、および前提条件に重要な影響を与える可能性のある事象（M&A活動、規制等の制度面の大幅な変更、または異常事象の発生等）が発生した場合には、変更内容の説明について当社または当社グループ会社のウェブサイトにて開示する予定です。

また、SPTsの設定等に重大な変更があった場合や、SPTsを早期に達成しかつ判定日までの維持が容易であると判断される場合においては、当社または当社グループ会社はこれら変更内容を踏まえた従来評価基準と同等以上の野心度合いのSPTsを設定すること等について関係者と協議し、必要に応じて第三者評価機関よりセカンド・パーティー・オピニオンを取得する予定です。

本社債は、SPTsが達成された旨が記載された第三者検証済のレポーティングが判定日までになされなかった場合、償還期日までに、SPT-1が未達成の場合は本社債発行額の0.05%相当額、SPT-2が未達成の場合は本社債発行額の0.05%相当額を適格寄付先に寄付をします。適格寄付先とは、未達となったSPTsの改善に関連する公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人・国際機関・自治体認定NPO法人・地方自治体・国公立大学法人・学校法人・研究機関やそれに準ずる組織です。

寄付先については、償還期日までに必要な承認を得て決定します。

2. 1. 4 レポーティング

当社または当社グループ会社は、以下の項目についてレポーティングを実施します。レポーティング対象期間は、レポーティング日の属する会計年度の前会計年度です。レポーティング内容は、当社または当社グループ会社のウェブサイト上に開示します。

NO.	レポーティング内容	レポーティング時期
1	KPIsの実績値	トランジション・リンク・ファイナンス実行の翌年度を初回とし、判定日まで年次で開示
2	SPTsの達成状況	
3	SPTs達成に影響を与える可能性のある情報（当社グループの非財務目標の更新等）	
4	SPTsが未達で「寄付」を選択した場合の寄付額および寄付先	適時に開示

2. 1. 5 検証

当社または当社グループ会社は、KPIsの実績に関し、判定日が到来するまで年次で独立した第三者から検証を取得する予定です。

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月16日
【会社名】	三菱HCキャピタル株式会社
【英訳名】	Mitsubishi HC Capital Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	理事 財務部長 阪井 剛
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年8月27日
【発行登録書の効力発生日】	2025年9月4日
【発行登録書の有効期限】	2027年9月3日
【発行登録番号】	7ー関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 600,000百万円
【発行可能額】	480,000百万円 (480,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()内は発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年3月16日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書を2026年3月16日に関東財務局長に提出しました。こ の臨時報告書の提出により、当該書類を2025年8月27日付で提出 した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 三菱HCキャピタル株式会社名古屋オフィス (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱HCキャピタル株式会社大阪オフィス (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱HCキャピタル株式会社大宮支店 (さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地3) 三菱HCキャピタル株式会社横浜支店 (横浜市西区北幸一丁目11番5号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月15日
【会社名】	三菱HCキャピタル株式会社
【英訳名】	Mitsubishi HC Capital Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 啓
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 啓
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年8月27日
【発行登録書の効力発生日】	2025年9月4日
【発行登録書の有効期限】	2027年9月3日
【発行登録番号】	7－関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 600,000百万円
【発行可能額】	480,000百万円 (480,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()内は発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年5月15日(提出日)であります。
【提出理由】	2025年8月27日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とす るためおよび「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加 するため、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 三菱HCキャピタル株式会社名古屋オフィス (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱HCキャピタル株式会社大阪オフィス (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱HCキャピタル株式会社横浜支店 (横浜市西区北幸一丁目11番5号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

＜三菱ＨＣキャピタル株式会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報＞

銘柄	三菱ＨＣキャピタル株式会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額(円)	(未定) (注) 14.
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	(未定) (注) 14.
発行価格(円)	額面100円につき金100円
利率(%)	1. 2026年（未定）月（未定）日の翌日から2031年（未定）月（未定）日までの利払日（別記「利息支払の方法」欄第1項第（1）号①に定義する。以下同じ。）においては、年（未定）%とする。 2. 2031年（未定）月（未定）日の翌日から2051年（未定）月（未定）日までの利払日においては、各利率改定日（下記に定義する。以下同じ。）に改定され、各改定後利率適用期間（下記に定義する。以下同じ。）について、当該改定後利率適用期間にかかる利率基準日（下記に定義する。以下同じ。）における1年国債金利（別記「利息支払の方法」欄第1項第(2)号①に定義する。以下同じ。）に（未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される残存期間5年程度の10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）への上乗せ幅を加えた値）%を加算したものとす。ただし、かかる利率は0%を下回らない。 3. 2051年（未定）月（未定）日の翌日以降の利払日においては、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間にかかる利率基準日における1年国債金利に（未定。ただし、第1項の利率の決定時に適用される残存期間5年程度の10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）への上乗せ幅に、追加で1.00%を加えた値）%を加算したものとす。ただし、かかる利率は0%を下回らない。 「利率改定日」とは、2031年（未定）月（未定）日およびその1年後ごとの応当日をいう。 「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日から次の利率改定日または本社債が償還される日のいずれか早い日までの期間をいう。 「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいう。 (注) 14.
利払日	毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日（注）14.

1. 利息支払の方法および期限（注）14.

(1) 利息支払の方法

- ① 本社債の利息は、払込期日の翌日から満期償還日（別記「償還の方法」欄第2項第（1）号に定義する。）（ただし、期限前償還される場合は期限前償還日（別記「償還の方法」欄第2項第（2）号③に定義する。以下同じ。））までこれをつけ、利払日に、当該利払日の直前の利払日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日）の翌日から当該利払日までの各期間について支払う。「利払日」とは、初回を2026年（未定）月（未定）日とし、その後毎年（未定）月（未定）日および（未定）月（未定）日をいう。
- ② 本社債の利息は、以下により計算される金額を各利払日に支払う。ただし、利払日が銀行休業日にあたるときは、利払日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。
各本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）が各口座管理機関（別記「振替機関」欄に定める振替機関の振替業にかかる業務規程その他の規則（以下「業務規程等」という。）に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
本②において「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、1円に別記「利率」欄各項に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額（ただし、半か年に満たない期間につき計算するときは、かかる金額をその半か年の日割で計算した金額）をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。
- ③ 本社債の償還日（別記「償還の方法」欄第2項第（3）号に定義する。以下同じ。）後は当該償還（本社債の元金の支払が不当に留保もしくは拒絶された場合または本社債の元金の支払に関して債務不履行が生じている場合を除く。）にかかる各本社債の利息は発生しないものとする。なお、当該償還日において残存する経過利息および任意未払残高（本項第（3）号③イに定義する。以下同じ。）は、別記「償還の方法」欄第2項の規定に従い償還とともに支払われる。
- ④ 本社債の利息の支払については、本項のほか、別記（（注）5. 「劣後特約」）に定める劣後特約に従う。

(2) 各改定後利率適用期間の適用利率の決定

- ① 別記「利率」欄第2項および第3項の規定にもとづき決定される本社債の利率の計算に使用する「1年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日（下記に定義する。）の東京時間午前9時30分以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」のページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jgbcn.csv）（その承継ファイルおよび承継ページを含む。）または当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイルおよび承継ページを含む。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページもしくはダウンロードできるファイルをいう。以下同じ。）に表示される1年国債金利をいう。
- ② ある改定後利率適用期間にかかる利率決定日の東京時間午前10時に、利率基準日のレートとしての1年国債金利が国債金利情報ページに表示されない場合、または国債金利情報ページが利用不可能な場合、当社は利率決定日に参照国債ディーラー（当社が国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいう。）または市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5者の者をいう。以下同じ。）に対し、利率基準日の東京時間午後3時現在のレートとして提示可能であった参照1年国債（下記に定義する。）の売買気配の仲値の半年複利回り（以下「提示レート」という。）の提示を求めるもの

とする。

- ③ 本号②により当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが4者以上である場合、当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの最も高い値と低い値をそれぞれ一つずつ除いた残りの提示レートの平均値（算術平均値を算出したうえ、小数点以下第4位を四捨五入する。）とする。
- ④ 本号②により当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者または3者である場合、当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利は、当該参照国債ディーラーの提示レートの平均値（算術平均値を算出したうえ、小数点以下第4位を四捨五入する。）とする。
- ⑤ 本号②により当社に提示レートを提示した参照国債ディーラーが2者に満たない場合、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページに表示済みの最新の1年国債金利（ただし、当該利率決定日の東京時間午前10時において国債金利情報ページが利用不可能な場合は、当該利率決定日の直前に国債金利情報ページに表示されていた1年国債金利）を当該改定後利率適用期間に適用される1年国債金利とする。
「利率決定日」とは、各利率基準日の翌銀行営業日をいう。
「参照1年国債」とは、ある改定後利率適用期間につき、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する固定利付国債で、当該改定後利率適用期間の最終日またはその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として1年満期の円建て社債の条件決定において参照されることが合理的に想定されるものをいう。
- ⑥ 当社は、財務代理人（別記（（注）4. 「財務代理人」）第1項に定める財務代理人をいう。以下同じ。）に本号①ないし⑤に定める利率確認事務を委託し、財務代理人は利率決定日に当該利率を確認する。
- ⑦ 当社および財務代理人はその本店において、各改定後利率適用期間の開始日から5銀行営業日以内（改定後利率適用期間の開始日を含む。）に、上記により決定された本社債の利率を、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

(3) 任意停止

① 利払の任意停止

当社は、ある利払日において、その裁量により、当該利払日の12銀行営業日前までに、本社債権者および財務代理人に対し任意停止金額（下記に定義する。）の通知を行うことにより、当該通知にかかる利払日における本社債の利息の支払の全部または一部を繰り延べることができる（当該繰り延べを「任意停止」といい、任意停止により繰り延べられた利息の未払金額を「任意停止金額」といい、任意停止がなければ当該利息が支払われるはずであった利払日を「任意停止利払日」という。以下同じ。）。なお、当該任意停止金額には、任意停止利払日の翌日から任意停止金額の全額が弁済される利払日までの間、当該任意停止利払日における別記「利率」欄各号に定める利率による利息（以下「追加利息」という。）が付される（なお、当該任意停止金額に関する追加利息に対する利息は生じない。）。

② 任意支払

当社は、ある利払日において、その裁量により、任意未払残高の一部または全部を支払うことができる。当該支払は、弁済される利払日時点の本社債権者に支払われる。

③ 強制支払

イ 劣後株式への支払による強制支払

本号①の規定にかかわらず、ある利払日に関して、当該利払日の直前利払日の属

する月の第2銀行営業日（ただし、当該利払日が初回の利払日の場合は払込期日の翌日）から当該利払日の属する月の第2銀行営業日の前日までの期間において、以下の（i）または（ii）の事由が生じた場合は、当社は、当該利払日（以下「強制利払日」という。）または強制利払日の直後の利払日に、当該強制利払日現在の任意未払の残高（各本社債に関して、その時点において残存するすべての任意停止金額およびこれに対する追加利息をいい、以下「任意未払残高」という。）の全額を弁済するべく、営利事業として実行可能（下記に定義する。）な限りの合理的な努力を行うこととする。

- （i）当社が当社普通株式ならびに剰余金の配当および残余財産の分配を受ける権利に関して同順位証券（下記に定義する。）に劣後する当社が今後発行する当社普通株式以外の株式（以下併せて「劣後株式」という。）に関する剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当および全額に満たない配当をする場合を含む。）を行う決議をした場合または支払を行った場合
 - （ii）当社が劣後株式の買入れまたは取得をする場合（ただし、以下の事由のいずれかによる場合を除く。）
 - （a）会社法第155条第8号ないし第13号にもとづく事由
 - （b）会社法第192条第1項にもとづく単元未満株主からの買取請求
 - （c）会社法第469条第1項、第785条第1項、第797条第1項、第806条第1項または第816条の6第1項にもとづく反対株主からの買取請求
 - （d）会社法第116条第1項または第182条の4第1項にもとづく反対株主からの買取請求
 - （e）会社法第135条第3項に対応するための会社法第163条にもとづく子会社からの取得
 - （f）その他当社が買取りを行うことが法令上義務づけられる事由
- 「営利事業として実行可能」とは、当社の証券（社債を含む。）の発行もしくは募集または借入れに重大な障害を生じさせない場合をいう。ただし、当該証券または借入れに関して支払われ得る価格、利率または配当率を考慮しない。
- 「同順位証券」とは、優先株式（下記に定義する。）および同順位劣後債務（下記に定義する。）をいう。

「優先株式」とは、当社の今後発行する株式であって、剰余金の配当および残余財産の分配を受ける権利に関して当社普通株式に優先するものをいう。

「同順位劣後債務」とは、当社の債務であって、劣後支払条件（別記（注）5.「劣後特約」）に定義する。）と実質的に類似する当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続における支払に関する条件および権利を有し、その利息にかかる権利および償還または返済条件が、本社債と実質的に同等のものまたは当社の財務状態および業績に応じて決定されるものをいう。

ロ 同順位証券への支払による強制支払

本号①の規定にかかわらず、任意停止利払日から当該任意停止利払日の直後の利払日の前日までの期間において同順位証券に関する配当または利息が支払われたときは、当社は、当該任意停止利払日の直後の利払日またはその次の利払日に、当該任意停止利払日にかかる任意停止金額およびこれに対する追加利息を弁済するべく、営利事業として実行可能な限りの合理的な努力を行うこととする。

④ 任意未払残高の支払

- イ 当社は、利払日または償還日において任意未払残高の一部または全部を支払う場合、弁済する当該利払日または償還日の12銀行営業日前までに、本社債権者および財務代理人に対し、支払う任意未払残高の金額（以下「支払金額」

	という。)および該任意停止利払日の通知を行う。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて算出される。本イにおいて「通貨あたりの利子額」とは、業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元金で除して得られる金額をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 ロ 当社が、任意未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い任意停止利払日に発生した任意停止金額およびこれに対する追加利息から順に充当される。その場合、当社は、充当する当該任意停止金額およびこれに対する追加利息の内訳を財務代理人に通知する。 2. 利息の支払場所 別記（（注）12. 「元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2061年（未定）月（未定）日（注）14.
償還の方法	1. 償還金額 額面100円につき金100円（ただし、期限前償還の場合は、本欄第2項第（2）号に定める金額による。） 2. 償還の方法および期限（注）14. (1) 満期償還 本社債の元金は、2061年（未定）月（未定）日（以下「満期償還日」という。）に、任意未払残高の支払とともにその総額を償還する。 (2) 期限前償還 本項第（1）号の規定にかかわらず、当社は以下の場合において、満期償還日前に本社債を償還することができる。 ① 当社の選択による期限前償還 当社は、2031年（未定）月（未定）日（以下「初回任意償還日」という。）および初回任意償還日以降の各利払日（以下初回任意償還日と併せて「任意償還日」という。）において、任意償還日に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者および財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、額面100円につき金100円の割合で、任意未払残高の支払とともに、期限前償還することができる。 ② 税制事由による期限前償還 払込期日以降に税制事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「税制事由償還日」という。）に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者および財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、（i）税制事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には額面100円につき金101円の割合で、（ii）税制事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には額面100円につき金100円の割合で、当該税制事由償還日までの経過利息および任意未払残高の支払とともに、当該税制事由償還日に期限前償還することができる。 「税制事由」とは、日本の法令またはその運用もしくは解釈により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息が法人税法第22条第3項に定める損金に算入されなくなる等、当社にとって著しく不利益な税務上の取扱いがなされ、当社の合理的な努力によってもこれを回避できないことをいう。 ③ 資本性変更事由による期限前償還 払込期日以降に資本性変更事由（下記に定義する。）が生じ、かつ継続している場合、当社は、当社が当該期限前償還のために設定する日（以下「資本性変更事由償

	還日」といい、任意償還日、税制事由償還日と併せて「期限前償還日」という。）に先立つ30銀行営業日以上60銀行営業日以下の期間内に本社債権者および財務代理人に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行うことにより、当社の選択により、その時点で残存する本社債の全部（一部は不可）を、（i）資本性変更事由償還日が初回任意償還日より前の日である場合には額面100円につき金101円の割合で、（ii）資本性変更事由償還日が初回任意償還日以降の日である場合には額面100円につき金100円の割合で、当該資本性変更事由償還日までの経過利息および任意未払残高の支払とともに、当該資本性変更事由償還日に期限前償還することができる。 「資本性変更事由」とは、信用格付業者（株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社またはそれらの格付業務を承継した者をいう。以下同じ。）のうち1社以上より、各信用格付業者における本社債発行後の資本性評価基準の変更に従い、本社債について、当該信用格付業者が認める本社債の発行時点において想定されている資本性より低いものとして取扱うことを決定した旨の公表がなされ、または、書面による通知が当社に対してなされたことをいう。 (3) 本社債の満期償還日または期限前償還日（以下併せて「償還日」という。）が銀行休業日にあたるときは、償還日の繰り上げは行わず、その支払のみを前銀行営業日に繰り上げる。 (4) 本社債の買入消却は、法令または業務規程等に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 (5) 本社債の償還については、本項のほか、別記（（注）5. 「劣後特約」）に定める劣後特約に従う。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）12. 「元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年（未定）月（未定）日（注）14.
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2026年（未定）月（未定）日（注）14.
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

（注）1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA+の予備格付を2026年5月15日付で取得しており、また、R & I からA+の本格付を2026年（未定）月（未定）日（本（注）14. ）付で取得する予定である。なお、予備格付の付与以降にR & I が入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

R & I の信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & I の意見である。R & I は信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & I の信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、

R & I は、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & I は、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & I は、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったと R & I が判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関して R & I が公表する情報へのリンク先は、R & I のホームページ

(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I : 電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）

本社債について、当社は J C R から A + の予備格付を2026年5月15日付で取得しており、また、J C R から A + の本格付を2026年（未定）月（未定）日（本（注）14.）付で取得する予定である。ただし、予備格付の付与以降に J C R が入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性がある。

J C R の信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

なお、本社債につき、約定により許容される利息の支払停止が生じた場合、当該支払停止は「債務不履行」にあたらないが、J C R では債務不履行の場合と同じ「D」記号を付与することとしている。

J C R の信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての J C R の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C R の信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C R の信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C R の信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C R の信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C R が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関して J C R が公表する情報へのリンク先は、J C R のホームページ

(<https://www.jcr.co.jp/>) の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>) に掲載される予定である。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R : 電話番号03-3544-7013

2. 社債等振替法の適用

本社債は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき本社債の社債券は発行しない。ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、本社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、本社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人

(1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行（以下「財務代理人」という。）との間に2026年（未定）月（未定）日

（本（注）14.）付本社債財務代理契約を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 財務代理人は、本社債に関して、本社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また本社債権者と

の間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告する。

5. 劣後特約

当社は、劣後事由（下記に定義する。）の発生後すみやかに、本社債権者および財務代理人に対して、劣後事由が発生した事実を通知する。劣後事由の発生後の当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において、各本社債権者は、各本社債につき、次のイおよびロを合計した金額の、本社債にもとづく劣後請求権（下記に定義する。）を有するものとし、当社はかかる金額を超えて各本社債権者に対する支払義務を負わないものとする。

イ 劣後事由の発生日において当該本社債権者が保有する未償還の本社債の金額

ロ 同日における当該本社債に関する任意未払残高および同日までの当該本社債に関する経過利息

劣後請求権は、劣後支払条件（下記に定義する。）が成就した場合のみ発生し、かつ劣後事由の発生日において優先株式が存在する場合には、各本社債の同順位劣後債務残余財産分配額（下記に定義する。）の範囲でのみ、支払（配当を含む。）の対象となるものとする。

「劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいう。

イ 当社に対して、清算手続（会社法にもとづく通常清算手続または特別清算手続を含む。）が開始された場合

ロ 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、破産法の規定にもとづく破産手続開始の決定をした場合

ハ 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、会社更生法の規定にもとづく更生手続開始の決定をした場合

ニ 管轄権を有する日本の裁判所が、当社に対して、民事再生法の規定にもとづく再生手続開始の決定をした場合

ホ 当社に対して日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続が開始された場合

「劣後請求権」とは、当社の清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続または日本法によらないこれらに準ずる手続において各本社債権者が有する清算にかかる債権、破産債権、更生債権もしくは再生債権またはこれらに準ずる債権であって、本社債にもとづくものをいう。

「劣後支払条件」とは、以下に該当する場合をいう。

イ 当社の清算手続において、残余財産の株主への分配を開始する前に支払を受けまたは弁済される権利を有する当社の債権者が保有する債権にかかるすべての上位債務（下記に定義する。）が、会社法の規定にもとづき、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

ロ 当社の破産手続において、最後配当のために破産管財人により作成される配当表に記載されたすべての上位債務が、破産法の規定にもとづき、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足（供託による場合を含む。）を受けた場合

ハ 当社の更生手続において、会社更生法にもとづき最終的かつ確定的となった更生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正または減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

ニ 当社の再生手続において、民事再生法にもとづき最終的かつ確定的となった再生計画に記載されたすべての上位債務（当該計画内で修正または減額された場合はこれに従う。）が、かかる計画の条件に従い、全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

ホ 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続において、上記に準じて上位債務が全額支払われた場合、またはその他の方法で全額の満足を受けた場合

「同順位劣後債務残余財産分配額」とは、劣後事由の発生日において優先株式が存在している場合に、本社債に関する当社の債務およびすべての同順位劣後債務が、それぞれ優先株式であったならば、当社の残余財産から各本社債権者に対して支払がなされたであろう金額と同額である、劣後請求権に関し支払われる額をいう。

「上位債務」とは、本社債に関する当社の債務および同順位劣後債務に関する当社の債務を除く、劣後債務を含むあらゆる当社の債務をいう。

6. 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債の社債要項（以下「本社債要項」という。）の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じない。この場合に、上位債権者とは、当社に対し、上位債務にかかる債権を有するすべての者をいう。

7. 相殺禁止

当社について破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（ただし、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定もしくは同意再生の決定が確定したとき、再生計画不認可の決定が確定したとき、再生手続開始決定の取消もしくは再生手続の廃止により再生手続が終了したとき、または再生計画取消の決定が確定したときを除く。）、または日本法によらない清算手続、破産手続、更生手続もしくは再生手続またはこれらに準ずる手続が外国において行われている場合には、劣後支払条件が成就されない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債にもとづく元利金の支払請求権を相殺してはならない。

8. 期限の利益喪失に関する特約

本社債権者は、会社法第739条にもとづく決議を行う権利を有さず、本社債に関する債務については、本社債要項の規定にもとづき期限が到来する場合を除き、期限が繰り上げられまたは期限が到来するものではない。

9. 公告の方法

本社債に関して本社債権者に通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

10. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額の合計額はこれに算入しない。）の10分の1以上にあたる本社債を有する本社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面（本（注）第2項ただし書にもとづき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券）を当社または財務代理人に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社または財務代理人に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 本項第（1）号および前号にともなう事務手続については、財務代理人が当社の名においてこれを行うものとし、財務代理人が本社債権者からの請求を受けつけた場合には、すみやかにその旨を当社に通知し、その指示にもとづき手続を行う。
- (5) 本社債および本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債の社債権者集会は、一つの社債権者集会として開催される。前4号の規定は、本号の社債権者集会について準用する。

11. 発行代理人および支払代理人

業務規程等にもとづく本社債の発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

12. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および業務規程等に従って支払われる。

13. 社債要項の公示

当社は、その本社および財務代理人の本店に本社債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

14. 未定事項については、需要状況を勘案したうえで、利率の決定日に決定する予定である。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

(訂正後)

＜三菱ＨＣキャピタル株式会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報＞

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

- (注) 1. 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ハに掲げる社債券に該当し、当社は金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当いたします。当社は株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの持分法適用会社であり、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社は株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格および利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定です。
2. 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しておりますが、各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定です。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

＜三菱HCキャピタル株式会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）に関する情報＞

本社債の償還および買入消却時の借り換えに関する制限について

以下に記載される事項は本社債の証券情報の一部を形成せず、法的または契約上の義務は生じない。

当社は、本社債の満期以前に本社債を償還または買入消却する場合は、株式会社日本格付研究所およびS & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（以下「S & P」という。）から本社債と同等の資本性が認定される商品により、本社債を借り換えることを想定している。

以下の場合、本社債の満期以前に本社債を償還または買入消却する場合、同等の資本性を有する商品によって借り換えることを見送る可能性がある。

- （i）S & Pによる当社への格付がA－以上であり、かつ、当該償還または買入消却によりこの水準を下回る懸念がない場合
- （ii）当該償還または買入消却により、当社の主要な財務健全性指標が2026年3月末時点と比べて悪化しない場合
- （iii）（x）連続した12か月間において、本社債当初発行元本総額の10%未満または（y）連続した10年間において、本社債当初発行元本総額の25%未満の買入消却の場合
- （iv）本社債が税制事由または資本性変更事由（S & Pによる資本性評価基準の変更による場合に限る。）により償還される場合
- （v）本社債にS & Pによる資本性（またはS & Pにより「資本性」と同義で用いられる用語をいう。以下同じ。）を付与されない場合
- （vi）主要な取引所の閉鎖等に起因して市場機能が停止している場合。ただし、市場機能が回復し、かつ、当該時点において上記（i）ないし（ii）に該当しない場合、すみやかに借り換えを行うことを要する。

当該借り換えは、当該償還または買入消却が行われる日の以前360日の間に行われる。なお、当社または当社の子会社が、少なくとも本社債の当初の資本性と等しいS & Pによる資本性を付与された証券を第三者の購入者へ売却することにより受領する発行純手取金は当該借り換えとして算入される。

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月29日
【会社名】	三菱HCキャピタル株式会社
【英訳名】	Mitsubishi HC Capital Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 啓
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 啓
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年8月27日
【発行登録書の効力発生日】	2025年9月4日
【発行登録書の有効期限】	2027年9月3日
【発行登録番号】	7ー関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 600,000百万円
【発行可能額】	370,000百万円 (370,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()内は発行価額の総額の合計額)に基づき算出 しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年6月29日(提出日)であります。
【提出理由】	臨時報告書を2026年6月29日に関東財務局長に提出しました。こ の臨時報告書の提出により、当該書類を2025年8月27日付で提出 した発行登録書の参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 三菱HCキャピタル株式会社名古屋オフィス (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱HCキャピタル株式会社大阪オフィス (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱HCキャピタル株式会社横浜支店 (横浜西区北幸一丁目11番5号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年8月14日
【会社名】	三菱HCキャピタル株式会社
【英訳名】	Mitsubishi HC Capital Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 啓
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【電話番号】	03(6865)3005
【事務連絡者氏名】	財務部長 橋田 啓
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年8月27日
【発行登録書の効力発生日】	2025年9月4日
【発行登録書の有効期限】	2027年9月3日
【発行登録番号】	7ー関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 600,000百万円
【発行可能額】	370,000百万円 (370,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()内は発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2026年8月14日(提出日)であります。
【提出理由】	2025年8月27日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第 一部 証券情報」「第1 募集要項」の記載について訂正を 必要とするため、本訂正発行登録書を提出いたします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 三菱HCキャピタル株式会社名古屋オフィス (名古屋市中区丸の内三丁目22番24号) 三菱HCキャピタル株式会社大阪オフィス (大阪市中央区伏見町四丁目1番1号) 三菱HCキャピタル株式会社横浜支店 (横浜市西区北幸一丁目11番5号)

【訂正内容】

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

＜三菱H C キャピタル株式会社第31回無担保社債（社債間限定同順位特約付）に関する情報＞

1 【新規発行社債】

（訂正前）

未定

（訂正後）

本発行登録の発行予定額のうち、金22,000百万円を社債総額とする三菱H C キャピタル株式会社第31回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（以下「本社債」という。）を利率年2.200%～年3.000%の範囲内で、下記の概要にて発行する予定であります。なお、財務上の特約として、担保提供制限および担付切換条項を特約する予定であります。

- 各社債の金額：100万円
- 発行価格：額面100円につき金100円
- 償還金額：額面100円につき金100円
- 条件決定日（予定）：2026年8月28日
- 申込期間（予定）：2026年8月31日から2026年9月9日まで
- 払込期日（予定）：2026年9月10日
- 償還期限（予定）：2031年9月10日

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

（訂正前）

未定

（訂正後）

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者および社債管理を委託する社債管理者は、次の者を予定しています。

引受人の氏名又は名称	住所
三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号

- （注） 1. 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第153条第1項第4号ハに掲げる社債券に該当し、当社は金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当いたします。当社は株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループの持分法適用会社であり、三菱UF J モルガン・スタンレー証券株式会社は株式会社三菱UF J フィナンシャル・グループの連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格および利率（以下「発行価格等」という。）の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定する予定であります。
2. 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しておりますが、各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

3. 引受人のうち三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、以下の金融商品仲介業務を行う登録金融機関に、本社債の募集の取扱いを一部委託する予定であります。

金融商品仲介業務を行う登録金融機関の名称：株式会社三菱UFJ銀行

住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

金融商品仲介業務を行う登録金融機関の名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

金融商品仲介業務を行う登録金融機関は、当該引受人の委託を受け、本社債の募集の取扱いを行いますが、店舗によっては、募集の取扱いが行われない場合があります。

社債管理の委託

社債管理者の名称	住所
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号